

## 令和 4 年 第 3 回 調布市議会定例会について（報告）

- 1 会期（9月5日～9月28日までの24日間）
- 2 市長提出議案・市長報告 計 3 1 件（教育部関連 2 件）  
— 決算は認定，その他は可決

案件名	概要
議案第 5 9 号 令和 3 年度調布市一般会計歳入歳出決算の認定について	<p>○教育部所管歳出決算額 61 億 8,194 万円余 （前年度比 2 億 525 万円余（約 3.4%）の増） （執行率 93.9%）</p> <p>○主な事業等の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小・中学校施設の整備 17 億 7,948 万円余</li> <li>・通学路の安全確保の推進 1,393 万円余</li> <li>・食物アレルギー対策の推進 465 万円余</li> <li>・就学援助制度による支援 1 億 3,489 万円余</li> <li>・学校給食調理業務等における民間活力の活用 4 億 8,035 万円余</li> <li>・命の教育活動の推進 340 万円余</li> <li>・特別支援教育の推進 4,642 万円余</li> <li>・地域人材を活用した教育活動推進 4,204 万円余</li> <li>・教員の資質・能力向上 99 万円余</li> <li>・学校における働き方改革の推進 9,155 万円余</li> <li>・オリンピック・パラリンピック教育の推進 336 万円余</li> <li>・体力向上への支援 327 万円余</li> <li>・スクールカウンセリングの充実 1,542 万円余</li> <li>・I C T 教育の推進 6 億 1,220 万円余</li> <li>・不登校児童・生徒への支援 1,187 万円余</li> <li>・教育相談の充実 6,921 万円余</li> <li>・令和 4 年成人式の開催 357 万円余</li> <li>・地域に根差した公民館活動の推進 392 万円余</li> <li>・市民の芸術・文化活動の促進 242 万円余</li> <li>・市民の読書・調査活動への支援 3 億 4,556 万円余</li> <li>・図書館利用支援サービス事業 1,105 万円余</li> <li>・国史跡下布田遺跡の整備・活用 484 万円余</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 郷土の歴史・文化遺産を核とした展示・普及事業の推進 230 万円余</li> <li>・ 武者小路実篤を核とした特色ある事業の展開 1,760 万円余</li> </ul>
<p>議案第 65 号 令和 4 年度調布市一般 会計補正予算（第 3 号）</p>	<p>〈歳入〉</p> <p>◎教育費総額（349 万円余）</p> <p>【主な内訳】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「令和 3 年度中止となった中学校木島平移動教室実施に伴う自動車借上料等の増額」に連動する歳入予算の増額（349 万円余）</li> </ul> <p>〈歳出〉</p> <p>◎教育費総額（8,574 万円余）</p> <p>【主な内訳】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和 3 年度中止となった中学校木島平移動教室実施に伴う自動車借上料等の増額（1,048 万円余）</li> <li>・ 小学校への指定寄附に伴う備品購入費の増額（100 万円）</li> <li>・ 令和 3 年度中止となった中学校木島平移動教室に伴う就学援助費の増額（551 万円余）</li> <li>・ 東部公民館外部エレベーターほか設置工事費の増額（1,714 万円余）</li> <li>・ 調布市八ヶ岳少年自然の家改修工事（5,160 万円余）</li> </ul> <p>〈繰越明許費〉</p> <p>◎教育費総額（2 億 8,168 万円余）</p> <p>【主な内訳】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 八ヶ岳少年自然の家空調等設備改修事業費（1 億 9,777 万円余）</li> <li>・ 東部公民館設備整備事業費（8,391 万円余）</li> </ul>

### 3 陳情 4 件（うち、教育部関連 0 件）

#### 4 市長提出案件に対する質疑10件（うち、教育部関連1件）

##### ○生活者ネットワーク（木下 安子 議員）

<p>質問 要旨</p>	<p>「コロナ禍の子どもの育ちについて」 ○質問主旨 コロナ禍において、子どもの最善の利益のために教育長が留意したことや力を入れた取組に対する総括、子どもを取り巻く課題と今後の取組へのビジョンを問う。</p>
<p>答弁 概要</p>	<p>（教育長答弁） これまでのコロナ禍における市教育委員会の取組についてお答えします。 新型コロナウイルス感染症への対応を図る中で、学校が、学習機会や学力の保障だけに限らず、児童・生徒の発達・成長を保障する役割や、居場所・セーフティネットとしての福祉的な役割をも担い、子どもたちや各家庭の拠り所となる重要な機能を有していることを、改めて認識したところです。 こうしたことから、市教育委員会としては、子どもたちの生命・健康を守ること、並びに健やかな成長・学びの継続の両立を図るべく、最大限の支援策を講じて参りました。具体的には、「調布市立学校における持続的な学校運営のための感染症予防ガイドライン」に基づき、学校行事を一律に中止とするのではなく、内容や方法を工夫して実施するなど、柔軟に教育活動を展開することや、スクールカウンセラーの面談等による児童・生徒の心のケア、感染者に対する偏見や差別防止への対応等について、各学校へ指導・助言してきたところです。 今後も、感染症対策を徹底しながら、子どもたちの学校生活における様々な体験の機会を確保し、引き続き、子どもたちの学びの充実と健やかな成長を支援して参ります。</p>

#### 5 一般質問19人（うち、教育部関連3人）

##### ○佐藤 堯彦 議員（自由民主党）

<p>質問 要旨</p>	<p>1 市立小・中学校における働き方改革の推進及び学力格差の是正に向けた対応について (1) 平成27年度以降の教育現場の働き方改革の推進状況について ①平成27年度以降の教員の働き方改革への取り組み ②調布市における教員の働き方改革の現状 ③今後の展望 (2) 市立小中学校における生徒間学力格差の是正に向けた対応について</p>
<p>答弁 概要</p>	<p>（教育長答弁） 私からは、これまでの学校における働き方改革の取組に関する認識と今後の方向についてお答えします。 学校をめぐる環境が複雑化・多様化する中、グローバル化に伴う新しい教育への対応など、教員の役割の増加に伴い、長時間労働が課題となっています。こうした中、国は、1か月当たりの勤務時間外の在校時間数を示すなど、業務量の適</p>

切な管理について指針を策定しました。

また、東京都教育委員会においても在校時間の上限等に関する方針が示されました。

市教育委員会は、これらを踏まえ、平成31年1月に策定した「調布市立学校における働き方改革プラン」に基づき、学校への人的支援やICTの活用などを着実に推進しており、教員の長時間労働削減にも一定の成果があったものと認識しています。

現在、令和5年度から8年度までを計画期間とする次期「調布市立学校における働き方改革プラン」の策定を進めており、その中で、更なる対応策について検討しているところです。

引き続き、学校における働き方改革を推進し、教員の心身の健康保持、子どもと向き合う時間の確保等につなげることで、学校教育の質の維持・向上に努めて参ります。

(教育部長答弁)

私からは、学校における働き方改革の取組状況、成果及び今後の取組についてお答えします。

(1)-①市教育委員会がこれまで行ってきた具体的な取組として、令和元年度には、教員の事務補助を行うスクール・サポート・スタッフを新たに配置するとともに、給食費等の集金事務を軽減するため、学校徴収金システムを導入しました。

令和2年度には、児童・生徒の学籍管理、成績管理等の作業を統合した校務支援システムの導入により、情報の一元化及びセキュリティ強化、教職員の校務の効率化を図りました。また、教員の在校時間を可視化するための出退勤システムを導入しました。更に、副校長の業務負担軽減のため、副校長補佐の試行的配置を行い、令和3年度からは、本格実施として、希望する全校に副校長補佐を配置しました。このほか、地域人材を活用した教育活動の充実のため、これまで計画的に進めてきた地域学校協働本部について、令和3年度に全小・中学校への設置が完了しました。

そして、令和4年度には、部活動における教員の負担を軽減するため、希望する中学校に部活動指導員を新たに配置するとともに、長時間勤務及び高ストレスが認められる教員の心身の健康保全のため、医師による面接指導を開始したところです。

市教育委員会は、学校と課題を共有しながら、これまで学校における働き方改革を着実に進めてきており、結果として、教員及び副校長の平均時間外の在校時間は、減少傾向にあります。

学校からは、こうした取組により教員等の負担が軽減され、授業準備や子どもたちと向き合う時間を確保できるようになったなど、前向きに受け止められてお

り、働き方改革の取組成果が出ているものと捉えております。

(1)-②一方、現在の「調布市立学校における働き方改革プラン」では週当たりの在校時間が60時間を超える教員をゼロにすることを目標としており、目標達成のために支援の更なる充実が必要であると認識しています。

(1)-③今後は、策定に向け検討を進めている次期プランに基づき、引き続き、学校における働き方改革を推進して参ります。

(2)次に、市立小中学校における児童・生徒間の学力格差の是正に向けた対応についてお答えします。

学習指導要領に示されている、子どもたちに求められる確かな学力とは、知識や技能に加えて、学ぶ意欲や、自分で課題を見付け、自ら学び、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力等までを含めたものであり、これを学校教育の中で育むことが重要です。

文部科学省の教育課程実施状況調査によると、創意工夫を凝らした指導を行っている学校では、子どもたちの学ぶ意欲が高い傾向にあることが示されております。

本市においては、児童・生徒一人一人の学習状況に応じて、少人数指導や習熟度別指導、ティーム・ティーチングなど、複数体制でのきめ細かな指導を実施するため、東京都の制度を活用した教員の追加配置のほか、市独自の取組として、少人数指導講師を配置しています。小学校では算数、中学校では数学・英語において、それぞれ創意工夫の下、効果的な少人数・習熟度別指導を展開しているところです。

具体的には、小学校低学年の算数において、少人数指導講師を活用し、算数学習の初期段階におけるつまずきの解消に努めるとともに、朝や放課後等の時間を利用して補充学習や個別指導などを行っています。

また、中学校においては、定期考査の1週間前から学習週間として学習の時間を確保するとともに、各教科等で質問教室や補充学習教室を実施している学校もあります。

このほか、夏季休業日中に学習教室を設けて1学期の学習内容の復習を行うことで、学習内容への理解をより確かなものにし、不安を少しでも解消し、2学期からの授業に臨めるよう各校で工夫を凝らした指導を展開しております。

こうした取組を継続してきたことにより、国による全国学力・学習状況調査の結果において、市立小・中学校の児童・生徒の平均正答率は、小・中学校ともに全国平均値及び東京都平均値を上回っております。

今後につきましては、新型コロナウイルスの感染拡大の影響も踏まえた上で、学習指導要領で示された確かな学力を着実に育成していく必要があります。そのために、市教育委員会は、学校における新たな基盤的ツールであるICTについても、引き続き、学校現場のニーズや他市の好事例の把握に努め、効果的な活用を

	<p>進める中で、子どもたちを誰一人取り残すことなく育成する「個別最適な学び」と、子どもたちの多様な個性を最大限に生かす「協働的な学び」の充実が図られるよう学校に対して指導・助言して参ります。</p> <p>引き続き、コロナ禍でも学びを止めない環境を整備し、社会の宝である子どもの学びを支えて参ります。</p>
--	---

○宮本 和実 議員（チャレンジ調布 2 1）

質問 要旨	<p>2 温暖化対策について</p> <p>(2) 小中学校の教室に高機能換気設備の導入を</p>
答弁 概要	<p>(教育部長答弁)</p> <p>市内公立小・中学校の各教室等には、機械的に室内の空気を屋外に排気する換気扇を設置しています。</p> <p>また、現状のコロナ禍においては、十分な換気を行う必要があるため、換気扇の運転と併せて、気温に関係なく窓を開けることを実践しながら、学校運営を行っています。</p> <p>このように、常に窓を開け外の空気を入れながら空調設備を稼働させていることから、エネルギーロスが発生するとともに、空調機器本体にもより負荷が掛かり、エネルギー効率が下がっている状況となっています。そのため、コロナ禍以前よりも光熱費が高額となるほか、二酸化炭素の排出量も増えています。</p> <p>こうしたエネルギーロスを解消するためには、室内に取り入れる外気と、屋外へ排出する室内の空気との熱交換により、室内の温度を保ったまま換気する必要があり、議員御提案の熱交換システムが搭載された高機能換気設備の導入は有効な手段の一つであると認識しています。</p> <p>市教育委員会は、今後の学校施設整備を進めるうえで、脱炭素社会の実現を目指した学校づくりを推進する必要があると考えております。しかしながら、高機能換気設備を学校の全教室に一斉に導入する場合、大きな財政負担が生じることから、国や東京都からの財政支援の動向を注視して参ります。</p>

○武藤 千里 議員（日本共産党）

質問 要旨	<p>1 どの子ども楽しく通える学校のために</p> <p>(1) 学校給食の無償化について</p> <p>①子どもの貧困、コロナ禍、物価高騰など、子どもをめぐる状況は厳しさを増している。教育費が家計に重くのしかかっている。手当や支援金という形だけでなく、家庭の負担そのものを無くす対策が必要。学校給食費は年間で約5万円、2人、3人となると10万円を超え、学校で必要な教材費などと比較しても負担が大きい。市として子どもや子育て家庭を取り巻く状況と、教育費の負担に</p>
----------	---

	<p>についての認識を伺う。</p> <p>②学校給食は、学校給食法で定められ、学習指導要領の総則では、学校における食育の推進が位置付けられており、児童・生徒の発達段階を考慮して、学校教育活動全体として効果的に取組が求められている。学校教育における学校給食の位置付けについて市の見解を伺う。</p> <p>③全国の自治体で給食の無償化が実施されてきている。文科省も2017年に調査した。こうした取組に対する見解を伺う。</p> <p>④義務教育は無償にすると憲法に定められている。調布市でも学校給食費を無償とすることを提案する。</p> <p>⑤学校給食費を無償とするよう国や東京都に要望することを求める。</p> <p>(2) 校則や学校のルールについて</p> <p>①校則の見直しに対する市の考えと取組について</p> <p>②中学生らしさについて</p> <p>③校則の廃止や見直しの取組への支援について</p> <p>④子どもの権利条約についての研修の充実について</p>
<p>答弁概要</p>	<p>(教育部長答弁)</p> <p>はじめに、学校給食の無償化についてです。</p> <p>国は、学校設置者が保護者との協力により、学校給食の円滑な実施を期待するという学校給食法の趣旨に基づき、学校給食の無償化について検討されることがふさわしいとしています。</p> <p>(1)-③学校給食の無償化に関する国の調査では、東京都の島しょ部など、児童・生徒数が200人未満の一部の自治体を中心に学校給食を公費負担とする事例があることは把握しています。</p> <p>(1)-①調布市立学校における学校給食の運営に係る経費につきましては、法の規定に基づき、施設整備に要する経費や人件費などは学校設置者が負担し、食材費については給食費として保護者に御負担いただいています。</p> <p>こうした学校給食の運営に係る給食費や、食育の推進に向けた取組につきましては、学校長や栄養士などに加え、多摩府中保健所の職員や、PTA連合会から推薦いただいた保護者の代表者で構成する調布市学校給食運営協議会において協議・検討しています。</p> <p>その中で、今年度は、今般の食材費の高騰を踏まえ、国の交付金を活用し、保護者の負担を増やすことなく、児童・生徒が学校給食において必要な栄養を確保できるよう、補正予算により、学校給食補助金を増額したところです。</p> <p>(1)-④現状では、調布市立学校の児童・生徒数は、増加傾向で推移しており、様々な財政需要が山積する中、給食費相当の財源確保が必要となることから、学校給食</p>

の無償化を実施することは難しい状況にあるものと認識しています。

(1)-②⑤ 今後も、国や他自治体等の動向を注視するとともに、コロナ禍において、必要な支援が届けられるよう保護者負担の把握に努めながら、児童・生徒が食に関する正しい理解と適切な判断力を養い、心身の健やかな発達に資するよう、適正な学校給食の運営に取り組んで参ります。

(教育長答弁)

私からは、校則や学校のルールについて基本的な考えをお答えいたします。児童・生徒が心身の発達の過程にあることや、学校が集団生活の場であることから、学校には一定のきまりが必要であると考えております。

校則は、文部科学省「生徒指導提要」に示されているとおり、学校が教育目的を達成するために必要かつ合理的な範囲内において定められるものです。

また、学習指導要領では、特に中学校段階における社会規範の遵守についての適切な指導が、学校教育において極めて重要なことと示されており、校則は教育的意義を有しております。

一方、学校を取り巻く社会環境は変化するため、児童・生徒の実情、保護者の考え方、地域や社会の状況、時代の変遷などを踏まえていかなければならないと認識しております。

今後も必要に応じて、校則や学校のルールの見直し等について、主体的に検討するよう促して参ります。

(教育部長答弁)

次に、校則や学校のルールの見直し等に関する具体的な内容についてお答えします。

現在、文部科学省において生徒指導提要の改訂作業が進んでおります。その中で、児童の権利に関する条約に基づいた人権の尊重や、個人の能力や自主性を伸ばすものとなるように配慮することが位置付けられるとともに、児童・生徒や保護者との共通理解を図るため、校則をホームページ等で公表することや、見直しの視点や方法を児童・生徒・保護者に周知することなどの取組例が示されています。

校則の見直しは、児童・生徒の校則に対する理解を深め、主体性を培う機会になると認識しております。最終的には校長の権限で行いますが、一人一人の自覚を促し、校則を自分のものとしてとらえ、自主的に守ることができるよう、市教育委員会は各学校に対し、校則の見直し等について今後も促して参ります。

具体的には、校則の内容や必要性について、学校と児童・生徒、保護者間で共通理解が図られるよう、話し合う機会の設定や、児童・生徒や保護者等を対象としたアンケートの実施など、児童・生徒や保護者が関わることのできる事例を各学校に紹介して参ります。

また、学校では、社会科や道徳の授業，特別活動等を通して，規範意識を高め，法やきまりの意義などの学習に取り組んでおり，今後もこれらの学習の充実が図られるよう支援を継続いたします。

さらに，児童・生徒が社会で自立していくために必要な力や行動力を高め，人権を尊重する学びを充実させるため，東京都教育委員会作成の資料等を活用して，教員への研修を実施して参ります。

市教育委員会は，現在改訂中の生徒指導提要の内容を踏まえ，学校が児童・生徒や地域の実態，社会状況の変化等を考慮し，学校段階に応じて，校則の見直しに取り組んでいけるよう，引き続き学校を支援して参ります。